

<診療報酬改定に伴う注意事項>

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。下記の事項に則り診療を行って参りますので、ご理解いただけますと幸いです。

明細書について

当院は療担規則に則り明細書については無償で交付いたします。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

一般名での処方・後発医薬品の使用

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名処方（有効成分の名称で処方すること）を行う場合があります。これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

長期処方・リフィル処方せんについて

当院では患者さんの状態と担当医の判断により、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を発行することができます。

夜間・早朝等加算

当院では、地域の医療提供体制を守るための診療時間の設定をしています。厚生労働省の規定により、平日 18:00 以降・土曜日 12:00 以降は夜間・早朝等加算が適用されます。

医療情報の活用（医療情報取得加算）

当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認を行う体制を有しています。患者さまの同意を得て、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

医療 DX の推進（医療 DX 推進体制整備加算）

当院はオンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。また、電子処方箋および診療情報共有サービスの導入により、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

情報通信機器を用いた診療

情報通信機器を用いた診療の初診の場合、8日以上 of 処方、向精神薬については処方できません。また、情報通信機器の運用費が別途必要です。

外来感染対策向上加算

当院では、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状のある患者の受入れを行っています。また、平時からの感染防止対策の実施や、地域の医療機関等が連携して実施する感染症対策への参画するなど、感染対策に努めております。